

15 声明・談話

記者発表

2016年10月14日
 日本共産党埼玉県議会議員団
 団長 柳下 礼子

9月定例会を振り返って

一、9月定例会は、10月14日、平成28年度一般会計補正予算など26件の知事提出議案、意見書・決議など12件の議員提出議案を可決・同意して終了しました。

ハッ場ダム事業費増、急性期病床削減につながる議案は問題

一、党県議団は、知事提出議案20件に賛成、6件に反対し、議員提出議案すべてに賛成しました。賛成議案の中には台風9号による災害復旧費や、県営シラコバト団地に住む東日本大震災被災者の居住継続を認める議案のように、党県議団の要求が実現した議案もありました。

また、群馬県長野原町に建設中のハッ場ダムの総事業費を4600億円から720億円増の約5,320億円へと基本計画を変更する議案については不同意としました。埼玉県としては、約88億円の新たな負担増となります。2004年に事業費が約2,110億円から約4,600億円に引き上げられたとき、埼玉県議会は「これ以上の建設工事費を増額しないこと」などを内容とした決議を全会一致で議決しました。上田知事もこのときの増額について「4,600億円に不当に値上がりしたという考えをもっている。国土交通省においてもこの4,600億円を引き下げる努力をするという約束をしているので、その枠内で納める仕組みだと理解している」との認識を示しました。今回の増額は、まさに国の約束違反と言わざるを得ません。

埼玉県地域保健医療計画の変更について、県は、2025年の県内医療機関の高度急性期と急性期の必要病床数が6,720床過剰となると明記しました。日本一のスピードで高齢化が進むといわれる埼玉でこれはありえません。現在でも、救急車が病院から36回も受け入れを拒否された事例などが発生しているように、現場からは大幅に増床を求める声ばかりです。このままでは地域医療構想調整会議の協議や基金の活用によって急性期病床が大幅に削減されかねず、大量の医療難民が生まれる可能性があります。同議案は認められません。

特定の企業（イオン）への支援は認められない

一、埼玉次世代施設園芸拠点の整備について、今年2月定例会において「県内園芸生産者の技術の向上、生産力の強化のため、県が責任を持って実証・普及を一元的に行う体制が整ったと認められるまで」予算執行停止を求める付帯決議が議決されていきました。今定例会には、この付帯決議を受けトマトの水耕栽培と土耕栽培の栽培技術を実証し、県内農家に普及する「次世代技術実証・普及センター（仮称）」の整備予算1億4433万円あまりが計上されました。自民党はじめ各会派が賛成

をしましたが、党県議団は、そもそも次世代施設園芸拠点事業が県民の財産で特定の企業のみを支援し、県内トマト農家の経営を圧迫するものとして、この事業推進を前提とする次世代技術実証・普及センターの整備に反対しました。

これにかかわって、「埼玉農業の『体力強化』を求める決議」が環境・農林委員会から提出され、全会一致で議決されました。埼玉農業の振興のため、県が関係する予算の確保と人員の充実に努めよう求めた同決議の趣旨は、党県議団がかねてより主張してきたものです。イオンなど一部の企業への支援ではなく、家族経営農家をふくめたすべての農家を支援すること、そのための職員体制の整備を強く求めるものです。

請願説明の希望者への通知は適正な時期に

一、請願「ハッ場ダムの追加費用負担は認めないことを求める」について、提出者が委員会説明を希望し、委員会の数日前に文書で説明を「許可する見込み」という文書が提出者に送付されていたにも関わらず、前日に電話一本で不許可が連絡されました。提出者にも都合があるため、直前に出欠席を通知するような制度は問題です。議会運営委員会でも、この問題が指摘されましたが、自民党委員によって「原則、説明は認めない」として「従来通りの運営とする」と却下されました。同請願は、党県議団をのぞく会派によって不採択とされました。

4 会派が共同で、議会改革特別委員会設置の申し入れ

一、定例会散会后、党県議団は、民進党・無所属の会、無所属県民会議、無所属改革の会とともに、総合的に議会改革に取り組むための特別委員会設置を、議長に申し入れました。

一、平成27年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算と公営企業会計決算の認定については、継続審査となり、特別委員会において、閉会中審査が行われることになりました。金子正江県議が委員となりました。追加提出された議案「埼玉県5か年計画の策定」についても特別委員会が行われ、継続審査がまりました。閉会中に審査が行われ、秋山文和県議が委員として審議に参加します。

以上

16 要望・申し入れ

埼玉県知事 上田清司様

2016年8月24日

日本共産党埼玉県議会議員団

団 長 柳下 礼子

台風9号による豪雨災害に関する緊急申し入れ

22日の台風9号の集中豪雨により、県西部地域を中心に各地で多数の道路冠水、床上・床下浸水が発生しました。とりわけ入間市の霞川や不老川、所沢市の東川などが氾濫した県西南部の被害はかつてなく深刻です。

党県議団は翌23日、国会議員や地元市議とともに現地入りし、被災者から直接話を聞きながら被害の実態を調査しました。霞川や不老川をはじめ氾濫した河川では、護岸が崩れ、川沿いの住宅が傾くなど甚大な被害がありました。とりわけ所沢市の荒幡地区では、柳瀬川があふれだし、川沿いの住宅が倒壊寸前となり、11軒の住民が避難を余儀なくされました。避難の長期化も予想されています。同市の東川では、地下河川の工事が完了したにもかかわらず水があふれ、周辺住民からは「排水処理がうまく機能しなかったのではないか」との声が寄せられています。これらの実態や要望は、関係の県土整備事務所にただちに伝えたところです。

現在も懸命の復旧対応などが続けられているところですが、昨日の雷雨や今後の雨によって被害拡大のおそれがあります。そこで、今後の対策について以下の通り緊急に申し入れます。

記

- 一、浸水被害や農業・営業被害など全体の被害状況をすみやかに把握し、被災自治体と連携して被災者支援に万全の措置をとること。長期化する避難者については生活が再建されるまで支援を尽くすこと
- 一、災害救助法の適用申請を積極的に検討すること。国の被災者生活再建支援制度並びに埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用を早急に進めること
- 一、被災自治体の災害対応を丁寧に把握するとともに、自治体からの要望については全力で応えること
- 一、今後の台風再来に備え、県管理河川の護岸などを総点検し、浸水被害が拡大しないよう緊急対策をおこなうこと。
- 一、治水対策を進めてきた河川の氾濫については、原因究明と対策を早急に明らかにすること。とりわけ、東川については周辺住民へ説明会を開くこと
- 一、氾濫した河川について、護岸のかさ上げや排水機場の増設などの河川整備を早急に進めること。
- 一、想定降雨量の見直しなど治水対策の再検証をおこなうこと。ゲリラ豪雨などにより浸水被害が頻発する地域については、効果ある対策を再検討し、特別対策を早急を実施すること

以上

埼玉県知事 上田清司様

2016年9月15日

日本共産党埼玉県委員会

委員長 荻原初男

日本共産党埼玉県議会議員団

団長 柳下礼子

埼玉県の台風9号による豪雨災害対策について

8月22日の台風9号による短時間の記録的豪雨は、県西南部地域を中心に多大な被害をもたらしました。埼玉県議団の限られた調査によっても、倒壊住宅2棟・床上浸水270棟・床下浸水454棟・床上浸水保育所が2棟にのぼっています。

この間、党県議団は国会議員・市町議員とともに被災者を訪問し、その声を伺ってきました。「1階部分が臭くてたまらない。もう住むことはできない」(所沢市東川沿いの住民)「11階建てのマンションの地下部分が水没し、エレベーターが機能しない。高齢者も赤ちゃんも母親も、階段を使わざるをえない」(所沢市東川沿いのマンション)「砂川堀の水位情報などいっさいなく、避難勧告もなかった。気がついたら周りは水で、70人の子どもたちと逃げることができなくなっていた」(富士見市の保育所)「大規模商業施設らばーとの地下貯留槽がいっぱいになり、住宅街にあふれ出た。建設前の説明会では大丈夫との説明だったのに」など、それぞれ深刻です。

しかし、埼玉県は23日以降、被害状況を集約することも、情報提供することはありませんでした。その時点で県が把握していた入間市内の床上浸水は2棟でしたが、実際には169棟もの家屋が床上浸水しています。

今後、台風の襲来が予想されるなか、砂川堀をはじめとした河川整備などの水害対策は一刻の猶予もありません。

また、床上・床下浸水などの被災者の支援について、県は災害救助法を適用しなかったため、応急仮設住宅などさまざまな国の支援を受けることができません。その中には床上浸水(半壊)の家に住宅応急修理費用(57万6千円)支給もあります。

日本共産党埼玉県委員会と県議団は、8月24日にも災害対策について緊急の申し入れを行っていますが、被災の実情の把握が進んだ段階で、より具体的で切実な以下の項目の実施を、改めて申し入れるものです。

被害の把握、公表について

一、台風9号による被害の全容を早急に把握し、ホームページで公表すること。

河川対策について

一、溢水や護岸崩壊した河川について、直ちに護岸かさ上げ工事や調整池整備、排水装置整備など対策を講じる。

- 一、下水道局管理の雨水幹線砂川堀に監視カメラを設置する、豪雨時にはパトロールをするなど、水位の状況を迅速に把握し、市に情報を提供する。
- 一、豪雨時における新河岸川への砂川堀からの排水制限を早急に見直すこと。砂川堀を一級河川として指定すること。
- 一、地下水路まで整備されていながら、数か所で溢水した東川について、ただちに経過の住民説明を実施すること。溢水の原因究明のため第三者をまじえた検証を行うこと。
- 一、飯盛川について、早急に国道407号線片柳2号橋拡幅とその上流の都市下水との接続部分まで拡幅すること。当面、強制排水装置を整備すること。
また、既に拡幅されている部分の水草を、早急に撤去すること。

浸水被害について

- 一、志木市や所沢市の危険・倒壊家屋には、早急に県の埼玉県・市町村生活再建支援金制度を適用する。
所沢市荒幡地区の倒壊家屋並びの住宅も、護岸が崩壊しており、居住は危険である。同様の支援金を適用すること。
- 一、災害救助法が適用されていないが、法適用に準じた支援を被災者・自治体を実施すること。とくに、床上浸水（半壊）への住宅応急修理費用相当（57万6千円）を支給する。
地下室の水没などで居住に深刻な被害を受けたマンションなどにも、住宅応急修理費用を支給する。
- 一、埼玉県・市町村生活再建支援金制度を、床上浸水や床下浸水にも拡充すること。

水害対策の抜本の見直しについて

- 一、災害救助法第1条4号(多数の者が生命または身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合)を積極的に適用すること。
- 一、時間当たり50mmという想定降雨量では、近年のゲリラ豪雨に対処できない。見直しを行い、計画的に災害対策を進めていく。

以上

埼玉県知事 上田清司様

2016年9月27日

日本共産党埼玉県議団 団長 柳下礼子

日本共産党狭山市議団 団長 猪股嘉直

狭山市女兒虐待事件の県としての検証について

今年1月狭山市の3歳の女兒が、やけどなどで死亡し、母親と内縁の夫が逮捕された事件に関し、狭山市要保護児童対策地域協議会が検証報告書を公表しました。

この事件は、党県議団が2月の予算特別委員会でも指摘したように、母親が10代で妊娠、シングルマザーとしての出産、乳幼児健診未受診、内縁の夫と同居、「子供が泣いている」など近隣から2回も警察に通報が行われるなど、家庭のリスクが各行政機関に把握されていながら防ぐことができなかったものです。

児童虐待防止法は地方公共団体等に児童虐待にかかる重大事例に関する検証等を実施することを義務付け、その実施は都道府県としております。検証事例は虐待による死亡事例のすべてを対象とすることが望ましいとされています。

このたびの狭山市要対協の報告書は、真摯に市の各機関にヒアリングも行き、説得力のある提言をされておりますが、本来検証は県が主体として実施すべきものです。

とりわけ、この事件における埼玉県警のかかわりは重大なものがあります。近隣住民から「深夜に子どもが外に出されている」「子供の泣き声が聞こえる」などの狭山警察署への通報が、児童相談所や狭山市に通告されていれば、各機関の情報共有が開始された可能性があります。なぜ、通報が行われなかったのか検証は不可欠であり、狭山警察署へのヒアリングが必要です。が、狭山市要対協の報告では、狭山警察署や所沢児童相談所へのヒアリングは実現できませんでした。

これらのヒアリングを含む、埼玉県としての検証を早急に求めるものです。

以上